

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	キョウト タロウ
①生計維持者※の氏名	京都 太郎
※離職等前に世帯の生計維持者であった,又は,申請月において世帯の生計維持者である方	
②生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 満(〇〇)歳
③電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

④次の(1)又は(2)の場合であること (該当する方に記載)

(1) 離職・廃業の場合		(1)又は(2)の どちらか当ては まる方に記入
離職等の時期	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
就労していた事業所	株式会社〇〇〇	
(2) 離職・廃業と同程度の状況にある場合		
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	(例)平成〇年〇月〇日から株式会社〇〇〇に勤めているが、〇〇〇により、令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで会社から休業を要請されており、収入を得る機会が減少している。	

⑤次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること		(1)又は(2)の どちらか当て はまる方に記 入
喪失した時期		
喪失した住居の住所	〒	
現在の状況		
(2) 家賃が支払えないことにより住居を喪失するおそれがあること		
現在の住所	〒600-0000 京都市〇区〇町〇番地 マンション名 〇〇〇号(本人確認書類と一致)	
住居の貸主又は不動産媒介業者等	〇〇 〇〇(賃貸契約書・直近の更新契約書と一致)	
住居の家賃額	〇〇,〇〇〇円 (※共益費,管理費,水道料当は除く家賃額のみ記載。)	
住居喪失のおそれがある理由,状況等	(例)・現在の収入はなく,家賃の支払いができなくなれば住居喪失のおそれがある。 ・現在の収入は失業給付〇円と児童手当・児童扶養手当のみ,現在,2箇月家賃を滞納しており,今後,家賃の支払いができなければ住居を喪失するおそれがある。	

⑥申請者及び同じ世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	キョウト タロウ	キョウト ハナコ	キョウト シロウ		
氏名	京都 太郎	京都 花子	京都 次郎		
続柄	本人	妻	長男		合計
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	昭和〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日		
収入(月額)	〇〇円	〇〇円	〇〇円	円	〇〇円
預貯金等	〇〇円	〇〇円	〇〇円	円	〇〇円

※申請する月の収入を記載する。給与の支払前で、減収が確実な場合には推計で記載する。雇用保険の失業等給付,児童扶養手当等各種手当,公的年金も合算する。

上記の申立事項に相違なく,生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により,必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報,住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で,則第4条第1項第2号に規定する都道府県等,公共職業安定所,社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また,裏面の注意事項について,同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日	← 必要な申請書類が揃い,提出する日を記入
京都市長 殿	申請者氏名 京都 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、京都市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する京都市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等を行うことにより、申請者に対する支給となります。

顔写真添付

正面上半身脱帽
縦4cm×横3.5cm
3か月以内の撮影

顔写真付きの本人確認書類
がない場合に貼付

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
【離職・廃業の方(無職の方)】
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所(ハローワーク)における職業相談等を受ける
 - ・週1回以上、企業等への応募又は面接を受ける【休業等により収入を得る機会が減少している方(無職以外の方、自営業含む)】
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける
 - ・申請・延長・再延長時、休業等の状況について自立相談支援機関に報告する
 - ・申請・延長・再延長決定時に自立相談支援機関における面談を受ける※再々延長受給期間中(10~12箇月目)は離職・廃業の方と同じ求職活動等要件を満たすこと。
- 2 申請者及び同じ世帯の者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により京都市内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者又は同じ世帯の者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合で、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況について、官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員の確認について、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

令和〇〇年〇〇月〇〇日	← 申請書(様式1-1)と同じ日を記入
京都市長 殿	
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。	
申請者氏名	京都 太郎

当初申請時

① 添付書類

- | |
|--|
| <p>1 本人確認書類
運転免許証, 個人番号カード, 住民基本台帳カード, 旅券, 各種福祉手帳, 健康保険証, 住民票, 戸籍謄本等のいずれかの写し</p> <p>2 離職関係書類
下記のいずれかを証する書類
・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
・ 申請日において, 給与その他の業務上の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由, 都合によらないで減少し, 離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し</p> <p>3 収入関係書類
申請者及び同じ世帯の者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し</p> <p>4 金融資産関係書類
申請者及び同じ世帯の者の金融機関の通帳等の写し</p> |
|--|

② 追加提出書類

- | |
|---|
| <p>1 求職申込関係書類 (離職・廃業の方)
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード) の写し</p> <p>2 入居 (予定) 住宅関係書類
(1) 住宅喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 1)
(2) 住宅喪失のおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 2)</p> |
|---|

枠内は、**すべて不動産仲介業者等が記入・押印**
訂正する場合は、二線抹消のうえ不動産仲介業者等の訂正印を押印

(様式2-2) (表面)

入居住宅に関する状況通知書

- 下記の方に対し、賃貸している住宅の概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認について、京都市が必要に応じて官公署から情報を求めることに同意します。

京都市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸借契約書等と一致
させてください。

貸主又は不動産媒介業者等
(商号又は名称) 株式会社 〇〇〇〇
(代表者名) フリガナ 〇〇 〇〇 印
(所在地) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇
(担当者等) 氏名 〇〇 〇〇 所属 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※個人の貸主の方が記入する場合は、氏名(代表者名の欄に記入)、所在地、電話番号のみを記載のうえ、押印してください。

※住居確保給付金の支給決定通知書(写)を上記所在地宛に送付します。送付先が異なる場合は、送付先の所在地及び宛先を余白部分に記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

契約書等と一致させてください。

氏名(フリガナ)	京都 太郎 (キョウト タロウ)
生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
同居状況	単身・ 複数 (3名)
入居開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

入居している賃貸住宅

契約書等と一致させてください。

名称	〇〇〇〇マンション 〇〇号
所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇
家賃	<input type="checkbox"/> 当月に当月分払い 〇〇〇〇円 <input checked="" type="checkbox"/> 当月に翌月分払い

※1 住居確保給付金の支給額は、京都市における住宅扶助に基づく額を上限とし、収入に応じた額とします。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象でないため、家賃額のみ記載してください。

振込口座

契約書等と一致させてください。

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	〇〇 〇〇
		口座名義	〇〇 〇〇
		金融機関名	〇〇銀行
		支店名	〇〇支店
		口座種別	普通 ・当座
		口座番号	〇〇〇〇〇〇〇

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給のために必要な範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金が、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることについて同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住居確保給付金申請者本人が記入

氏名 京都 太郎

住所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇 〇号

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を京都市社会福祉協議会に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]